資 料 2

原子力災害対策マニュアルの改訂について

令 和 3 年 1 月 8 日
原 子 力 防 災 会 議 幹 事 会

1．趣旨

本マニュアルは、防災基本計画等を踏まえ、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁との連携等の活動要領を規定したものであり、原子力防災会議の下部組織である幹事会（局長級）で決定し、原子力防災会議に報告することとしている。

今般、令和２年５月に行われた防災基本計画の修正や、令和元年１１月に実施した原子力総合防災訓練から得た教訓事項等を踏まえて実施した、原子力災害対策マニュアルの改訂内容について報告する。

2．主な改訂事項

（１）原子力災害時の被災者生活支援に係る課題への対応の具体化に向けた所要の修正

- ➢ 被災者生活支援をより早期に開始するため、原子力被災者生活支援チームの設置時期を現行の全面緊急事態におけるフェーズ２（初動対応後）からフェーズ１（初動対応）に前倒し
- ➢ 国と被災地方公共団体の連絡の円滑化を図るため、原子力被災自治体支援チームを新設し、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び原子力被災者生活支援チームの必要な要員を原子力被災道府県庁舎等へ派遣

（２）令和元年度原子力総合防災訓練から得た教訓事項を踏まえ、所要の修正

- ➢ 訓練等を通じて具体化が図られた避難・一時移転に係る防護措置の手順等（各機能班が果たすべき役割の詳細）を追加